

熊本市災害対策本部機能強化業務委託 プロポーザル実施要領

標記の業務委託について公募型プロポーザル方式の手続きを実施しますので、次のとおり参加を募集します。

1 業務概要

(1) 業務委託名

熊本市災害対策本部機能強化業務委託

(2) 目的及び概要

本業務は、「令和7年8月10日からの大雨時における水防本部・災害警戒本部の体制及び活動に関する検証委員会」における、「災害対応時には、危機管理防災部の職員が全体の指揮に専念できるよう、経験者の支援やデジタル技術の活用によって負担を軽減する必要がある。」との指摘を踏まえ、災害対策本部機能の強化を図るものである。

本市の災害対策本部機能は、本庁舎5階及び3階の複数執務室に分散配置されているため、現状では執務室間における映像及び音声の共有機能が限定的であり、情報共有や状況把握に課題があるほか、3階水防室については、機材等により執務スペースが圧迫され執務効率が低下している。

このため、本業務では、既設設備の活用を含め、情報表示機能及び映像・音声共有機能の強化並びに執務環境の改善を図ることにより、災害時における情報共有、状況把握及び意思決定の迅速化につなげ、本市の災害対応能力の向上を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

資料1「熊本市災害対策本部機能強化業務委託基本仕様書」（以下、「基本仕様書」という。）による。

(4) 履行場所

熊本市中央区手取本町1番1号 本庁舎5階指揮室 ほか

(5) 履行期間

契約締結日 から 令和9年（2027年）3月31日（水） まで

(6) 提案上限額

120,000千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

※ 提案内容に関わらず、この上限値を超える提案は無効とする。

2 担当部局

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市政策局危機管理防災部 危機管理課

電話 096-328-2490（直通）

メールアドレス kikikanri@city.kumamoto.lg.jp

3 スケジュール

内容	日程
公告	令和8年(2026年)6月10日(水)
参加表明書、仕様書等の交付期間	令和8年(2026年)6月24日(水)
参加表明書等の提出期限	令和8年(2026年)6月24日(水)午後5時
参加資格決定通知発送	令和8年(2026年)7月8日(水)
質問書の提出期限	令和8年(2026年)7月13日(月)午後5時
提案書等の提出期限	令和8年(2026年)7月22日(水)午後5時
ヒアリング審査	令和8年(2026年)7月29日(水) 予定
選定結果の公表、通知発送	令和8年(2026年)7月30日(木)

4 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱(平成20年告示第731号)第5条に規定する参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (4) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱(平成18年告示第105号)第3条第1号の規定に該当しないこと。
- (5) 熊本市から熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱(平成21年告示第199号。以下「指名停止要綱」という。)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。
- (7) 業として本件プロポーザルに付する契約に係る業務を営んでいること。
- (8) 過去3年の間、本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって契約の相手方として不適当と市長が認めるものでないこと。
- (9) 熊本市公契約条例(令和7年条例第54号)第8条に基づき誓約書を提出するなど、本条例を遵守していること。
- (10) 過去5年間に、国又は地方公共団体発注の契約金額3,000万円以上の同種業務を履行した実績があること。
- (11) 本件プロポーザルに事業協同組合(中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に規定する事業協同組合をいう。以下同じ。)として本件プロポーザル参加表明書を提出した場合、その組合員は単体として、本件プロポーザル参加表明書を提出する

ことはできない。本件プロポーザルに事業協同組合として参加する場合は、業務を担当する組合員も併せて(5)の要件を全て満たす者であること。

5 申請手続等

(1) 参加表明書、仕様書等の交付期間及び方法

令和8年(2026年)6月10日(水)から令和8年(2026年)6月24日(水)まで

熊本市ホームページへ掲載するほか、希望する場合は2の担当部局で配布する(担当部局での配布は熊本市の休日及び期限の特例を定める条例(平成元年条例第32号)第1条に規定する市の休日(以下「休日」という。)を除く。)。郵送又は電送(ファックス、電子メール等)による交付は行わない。

担当部局での配布は、午前9時から午後5時まで。熊本市ホームページでは、その運用時間内にダウンロードできる。

なお、仕様書等は、令和8年(2026年)6月24日(水)までの間、2の担当部局で閲覧に供する。

(2) 参加手続き等

本件プロポーザルの参加希望者は、参加表明書及びその他の必要書類(以下「参加表明書等」という。)を提出し、参加資格の有無について市長の確認を受けなければならない。提出方法等は、次によるものとする。

ア 提出書類及び提出方法

持参、郵送又は電送(ファックス、電子メール等)により提出すること。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留のような送達記録が残る方法によることとし、送達記録が確認できない方法により郵送されたものは受け付けない。電送(ファックス、電子メール等)により提出する場合は、必ず電話で着信を確認すること。

(ア) 参加表明書【様式第1号】

(イ) 参加資格審査調書【様式第2号】

(ウ) 同種業務実績調書【様式第3号】

(同種業務の実績は、参加表明書等提出日までに履行が完了したものに限る。)

(エ) 同種業務の実績を証する契約書の写し(必須)

なお、これだけでは同種業務の実績を有することが判断できない場合は、他の判断できる資料(図面、仕様書等の設計図書又は発注者の証明等)で併せて補完すること。

イ 提出期限

令和8年(2026年)6月24日(水)午後5時まで

郵送する場合は、令和8年(2026年)6月24日(水)までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配は考慮しない。電送(ファックス、電子メール等)により提出する場合は、必ず電話で着信を確認すること。

ウ 提出部数

1部とする。

エ 提出先

(ア) 持参の場合

2の担当部局

(イ) 郵送の場合

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市長（熊本市政策局危機管理防災部危機管理課）宛

また、封筒の表面に「熊本市災害対策本部機能強化業務委託」及び「参加表明書在中」と明記すること。

オ 留意事項

(ア) 様式については、参加表明書等提出日時点で記載すること。

(イ) ア(エ)の書面が添付されていない場合は、実績を有しているとは認めない。また、ア(エ)により提出された書類では、同種業務の実績を有することが判断できない場合も実績を有しているとは認めない。

(ウ) 事業協同組合としてプロポーザルに参加する場合は、参加資格審査調書（様式第2号）中「業務を担当する組合員名」に係る部分も記載すること。業務を担当する組合員を特定することが困難な場合は、複数の候補組合員名を記載してもよいこととする。この場合に、うち1組合員でも4(11)に規定された要件を満たさない場合は参加資格がないものとする。

カ 4(1)に掲げる参加資格者名簿に登録されていない者も、参加表明書等を提出できるが、プロポーザルに参加するためには当該競争入札等参加資格審査申請を行い、審査を受け、かつ、競争参加の資格の確認を受けなければならない。

(ア) 競争入札等参加資格審査申請の交付方法

申請書様式は、熊本市ホームページへ掲載するほか、希望する場合は5(2)カ(オ)の部局において配布する（配布については休日を除く。）。配布時間は午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）。熊本市ホームページにおいては、その運用時間内においてダウンロードできる。なお、ホームページのURLは、次のとおり。

<http://www.city.kumamoto.jp/kiji0033331/index.html>

郵送又は電送（ファックス、電子メール等）による交付は行わない。

(イ) 提出方法

参加資格要綱に定める申請書に必要書類を添付し、持参又は郵送により提出すること。なお、提出の際は封筒に入れ、封筒の表面に「プロポーザルに係る参加資格審査申請書在中」、「熊本市災害対策本部機能強化業務委託」及び「参加表明書等の提出期限」を明記すること。郵送する場合は一般書留又は簡易書留のような送達記録が残る方法によることとし、送達記録が確認できない方法により郵送されたものは受け付けない。受付時間は午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）。

(ウ) 競争入札等参加資格審査申請書の提出期限

令和8年(2026年)6月24日(水)午後5時まで。郵送する場合は、令和8年(2026年)6月24日(水)までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

(エ) 競争入札等参加資格審査申請書等の作成に用いる言語等

競争入札等参加資格審査申請書及び必要書類は日本語で作成すること。なお、必要書類のうち外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。また、金額は、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(オ) 提出先

(i) 持参の場合

熊本市中央区手取本町1番1号
熊本市役所本庁舎6階
熊本市総務局契約監理部契約政策課物品契約班

(ii) 郵送の場合

〒860-8601
熊本市中央区手取本町1番1号
熊本市長(熊本市総務局契約監理部契約政策課物品契約班)宛

(3) 参加資格の確認

参加資格の確認については、参加表明書等の提出期限日をもって行うものとする。ただし、5(2)カの申請をする者については、この限りではない。結果(参加資格がないと認められた場合はその理由を含む。)は、書面により通知する。

6 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、市長に対して参加資格がないと認められた理由について、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。
- (2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

7 説明会

説明会等は実施しない。

8 基本仕様書等に対する質問

- (1) 基本仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり質問書を提出すること。

ア 提出方法

質問書(様式は自由)により持参、ファックス又は電子メールにて提出すること。ただし、ファックス、電子メールの場合は、必ず電話で着信を確認すること。

イ 提出期間

令和8年(2026年)6月10日(水)から令和8年(2026年)7月13日(月)まで
(休日を除く。)の午前9時から午後5時まで。

ウ 提出先

2の担当部局

- (2) (1)の質問書に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。なお、熊本市ホームページにも掲載する。

ア 閲覧期間

令和8年(2026年)7月17日(金)の午前9時までに開始し、契約候補者決定日までとする。

イ 閲覧場所

2の担当部局

9 現地調査

既設システムの設置状況や各執務室の現況の確認等について、現地調査を希望する場合は、次の通り申請を受け付けるものとする。なお、来庁者に開放している区画を、開庁時間中に確認する場合は、この申請を要しない。

(1) 申請受付期間

令和8年(2026年)7月10日(金)17時まで

(2) 調査時間及び回数

原則として開庁時間内(平日8時30分~17時15分)で、1回あたり2時間以内
一事業者あたり計2回まで

(3) 調査可能期間

令和8年(2026年)7月17日(金)まで

(4) 申請方法

調査希望日時を3つ以上提示のうえ、書面又は電子メール(任意様式)にて2の担当部局あてに申請

※ 実際の調査日時については、本市担当者と調整のうえ定めるものとする。

10 プロポーザルに参加する者が1者である場合の措置

プロポーザルに参加する者が1者の場合は、再度公告して参加表明書等の提出期限を延長するものとする。この場合、必要に応じて案件に係る参加資格の変更又は履行期間の変更を行うことがある。

11 提案書等の提出

5(3)の通知により参加資格があると確認された者は、次に定める方法に従い、提案書及びその他の必要書類(以下、「提案書等」という。)を提出するものとする。

(1) 提出書類

ア 提案書提出書【様式第4号】

イ 提案書【任意様式（A4版・50ページまで（表紙含む））】

・基本仕様書等を尊重し、方針・手法・効果等について詳細に記載した提案書を作成すること。

・作成にあたっては、「熊本市災害対策本部機能強化業務委託受託事業者選定審査会審査基準」に記載する「審査項目」をよく確認し、それぞれの項目に関わる記述を必ず盛り込むこと。

ウ 業務実施体制調書【様式第5号】

エ 類似業務実績調書【様式第6号】

・国又は地方自治体から直接受注した類似業務（消防司令センターや災害対応オペレーションルーム、災害対策本部等における映像・音声管理システム、ほか本業務に類似する業務実績）として、過去5年以内に履行が完了した業務を対象とする。

・類似業務実績について、契約書の写し又は発注者の履行証明書及び仕様書の写しを添付すること。

オ 導入機器一覧【任意様式】

・各執務室における機器の種別、諸元、台数等の一覧表を作成すること。

カ 参考見積書及び内訳書【任意様式】

・本提案の見積書及び内訳書を、税抜き金額、消費税額及び合計金額を明記することとして作成すること。

キ 保守管理業務委託参考見積書【任意様式】

本契約に含まれるものではないが、提案されたシステムについて「次年度の保守点検業務」を受託する場合の参考見積書を添付すること。なお、原則として、本見積金額が2年目以降の運用点検費用となる予定であるが、想定業務内容から変更が発生した場合は本市と受託者で運用保守費用を協議する。

(2) 提出期限

令和8年（2026年）7月22日（水）午後5時まで

郵送する場合は、令和8年（2026年）7月22日（水）までに必着のこと。持参の場合は、開庁日（休日を除く）の午前9時から午後5時までとする。また、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

(3) 提出先

ア 持参又は電子メールの場合

2の担当部局

イ 郵送の場合

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市長（熊本市政策局危機管理防災部危機管理課）宛

また、封筒の表面に「熊本市災害対策本部機能強化業務委託」及び「提案書在中」と明記すること。

(4) 提案書作成要領

提案書を作成するにあたり、必要な事項を以下に定める。

ア 提出書類

- | | |
|-----------------|-------|
| (ア) 提案書提出書 | 様式第4号 |
| (イ) 提案書 | 任意様式 |
| (ウ) 業務実施体制調書 | 様式第5号 |
| (エ) 類似業務実績調書 | 様式第6号 |
| (オ) 導入機器一覧 | 任意様式 |
| (カ) 参考見積書及び内訳書 | 任意様式 |
| (キ) 保守点検業務参考見積書 | 任意様式 |

イ 部数

- (ア) 正本 1部

添付書類を含め、参加者名が分かるもの。

- (イ) 副本 10部

添付書類を含め、正本から社名及び社名を類推できる表現・ロゴ等を外したもの。業務実績についても社名が分かるような表現は行わないこと。例えば社名をA社などとすること（押印不要）。

- (ウ) 電子データ

正本及び副本とも、紙面による提出と併せて、PDF形式ファイルで、それぞれ電子メール又は電子データ（CD-ROM 又は DVD-ROM によること。）で提出すること。電子媒体は最新の定義体を適用したウイルス対策ソフトでウイルスチェックを行い、提出すること。電子メール送信後は、必ず電話で着信を確認すること。なお、データ容量の都合で、電子メールでの提出が難しい場合は、本市指定のファイル送受信システムでの提出も可能なため、本市へ相談すること。

ウ 提案書の作成について

提案書の作成にあたっては、基本仕様書を尊重し、方針・手法・効果等について詳細に記載した提案書を作成すること。

エ 留意事項

- (ア) 提出書類等の規格はA4版片とじ・両面とする。A4サイズより大きな書類がある場合は、Z折りなどでA4サイズに折り込むこと。指定する頁数を超えている場合は、超えた頁数の部分は評価しない。また、ファイル形式は指定しない。
- (イ) 提案書に記載する文字の大きさは10ポイント以上とすること（図、表については、8ポイント以上とする）。
- (ウ) 提案書の作成にあたっては、出来得る限り独自の素材を用いて作成すること。ただし、下記の本市ホームページなどに掲載している素材については、本業務の提案書作成に限り、ダウンロードし、使用することができるものとする。また、選考委員が評価しやすいよう文字の大きさやレイアウト等に留意すること。

- (エ) 本業務の調達には WTO「政府調達に関する協定」の適用を受けるため、契約にあたっては地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条第 1 項第 1 号に基づく随意契約を締結することとなる。従って、提案にあたっては、特許権や著作権等の排他的権利又は事業者独自の特殊な技術を活用した内容とすること。（基本仕様書 8（1）も参照）

1 2 提案書等のヒアリング審査の実施

(1) 実施日時及び実施場所

令和 8 年（2026 年）7 月 29 日（水） 熊本市役所本庁舎 3 階 水防室（予定）
時間・会場等の詳細は、別途プロポーザル参加者に通知する。

(2) 実施方法

- ア 対面によるプレゼンテーション方式、審査は非公開とする。
イ プレゼンテーションの参加者は 5 名までとする。原則として、業務実施体制調書（様式第 5 号）に記載した現場責任者が、プレゼンテーションの主たる説明を行うこと（質疑応答については、除く。）。

(3) 実施時間

プレゼンテーションは 30 分間以内（時間厳守）とする。プレゼンテーション終了後に質疑応答を 20 分間実施する。なお、準備時間は含まないものとし、規定の時間が来たら終了するものとする。また、デモンストレーションによる説明も可とするが、機器の準備時間もプレゼンテーション時間に含まれるものとする。

(4) 実施環境

プロポーザル参加者は、本市で用意する大型モニター（1 台）を使用し、プレゼンテーションを実施すること。また、デモンストレーションに必要な機器等はプロポーザル参加者にて用意することとし、コンセント電源のみ使用できるものとする。長手方向で 1.8m を超える機器の持ち込みは許可しない。

(5) 実施内容

プレゼンテーションは、提出した提案書等に沿ってポイントを絞った説明を行うこと。

(6) 留意事項

- ア ヒアリング審査は、非公開とする。
イ ヒアリング審査時には、提出された提案書及びデモ機等のみを使用することとし、追加資料は受理しない。
ウ ヒアリング審査を正当な理由なく欠席した場合は、当該プロポーザルは無効とする。ただし、悪天候、出席予定者の事故等、市長がやむを得ないと認める理由により欠席した場合で、プロポーザル手続きに支障のない範囲内でヒアリング審査を実施できるときは、再度市長が指示した日時においてヒアリング審査を行うものとし、プロポーザル手続きに支障のない範囲内でヒアリング審査等を行うことが困難であると認めら

れるときは、本件プロポーザル参加者のヒアリング審査実施項目については、全て0点として取り扱うものとする。

1.3 審査の方法

(1) 審査の主体

「熊本市災害対策本部機能強化業務委託受託事業者選定審査会設置要綱」に基づき、「熊本市災害対策本部機能強化業務委託受託事業者選定審査会」（以下「選定審査会」という。）において行う。

(2) 審査の基準

別紙1「熊本市災害対策本部機能強化業務委託受託事業者選定審査会 審査基準」によるものとする。

(3) 審査の方法

選定審査会において提案書等及びヒアリング審査等の内容から審査基準に基づき採点を行う。審査項目ごとに各委員の採点を合計し、全項目を合計した点数を参加事業者の得点とし、最高得点者を契約候補者、次点の者を契約次点候補者として決定する。ただし、最高得点者が複数ある場合は、くじ引きにより契約候補者を決定する。

(4) 契約候補者としえない場合について

以下の場合には、契約候補者として決定しない。

- ・ 1.1(1)カの「参考見積書及び内訳書【任意様式】」における合計金額が提案上限額を超える場合
- ・ 基本仕様書に規定する必須要件を満たさないとき又は必須要件を満たすことを確認できないとき。

(5) 契約候補者への通知

審査結果については、全プロポーザル参加者に対し書面により通知する。

1.4 プロポーザル審査結果の公表に関する事項

契約候補者を決定した場合は、結果（参加表明書等を提出した者の商号又は名称、参加資格の有無に関する審査結果、参加資格がないとした者についてはその理由、プロポーザル参加者の商号又は名称、プロポーザル参加者ごとの評価点及び契約候補者の商号又は名称を含む。）について担当部局での閲覧及び熊本市ホームページにより公表するものとする。

1.5 契約候補者として選定されなかった者に対する理由の説明

- (1) 契約候補者とならなかった者は、契約候補者の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、市長に対して契約候補者として選定されなかった理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

- (2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

1 6 仕様の詳細に係る協議

- (1) 本業務委託に係る仕様の詳細については、契約候補者の提案書に記載された提案内容をもとに、契約候補者と協議を行い、市にて決定するものとする。この場合において、提案書に記載した提案内容について、契約候補者からの変更は原則として認めないものとする。ただし、市に不利にならない変更であって、プロポーザル方式の審査の公平性、透明性及び競争性に影響を及ぼさないものとして市が認めるものについては、この限りではない。
- (2) 契約候補者と協議が調わなかった場合は、契約次点候補者を新たな契約候補者として仕様の詳細について協議を行うものとする。この場合における当該契約次点候補者の提案内容の取扱いについても1 6 (1)と同様とする。
- (3) 契約候補者と協議が調った場合は、契約候補者は当該仕様に基づき、見積書を提出するものとし、予定価格の制限の範囲内で市と契約を締結するものとする。

1 7 その他の留意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金

熊本市契約事務取扱規則第22条の定めるところにより、契約候補者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって契約保証金納付に代えることができる。また、次に掲げる場合においては、契約保証金を免除とする。

ア 保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。

イ 契約候補者から委託を受けた保険会社と市が工事履行保証契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。

ウ 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行し、このことを証するため、発注者の証明（ただし、発注者が本市である場合は、契約書の写しでも可。）を提出したとき。

(3) 契約書（案）

熊本市ホームページへ掲載するほか、2の担当部局で閲覧に供する。

(4) 参加表明書及び提案書等に関する事項

ア 提出期限までに参加表明書等及び提案書等を提出しなかった場合は参加者として認められないものとする。

イ 参加表明書等及び提案書等の作成及び提出（並びにヒアリング審査）に係る費用は、提出者の負担とする。

- ウ 提出された参加表明書等及び提案書等は、返却しない。なお、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号）の規定により、開示する場合がある。
 - エ 提出された参加表明書等及び提案書等は、参加資格の確認及び提案内容の評価以外に提出者に無断で使用しない。
 - オ 提出期限後における参加表明書等及び提案書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。
 - カ 参加表明書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、当該参加表明書等を無効とし、参加資格の取消し、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。
 - キ 提案書等に虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合には、当該提案書等を無効とし、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。
 - ク 基本仕様書は本業務のあらましを示すものであり、業務の内容の詳細については、契約候補者と協議し、本業務の仕様書を作成するものとする。
- (5) 参加資格の確認を行った日の翌日から契約候補者決定までの間に、参加資格があると認めた者の参加資格がないものと判明した場合には、当該者に対する参加資格確認の通知について理由を付して取り消すものとする。この取り消しの通知を受けた者は、当該通知した日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、市長に対して参加資格がないと認めた理由を、書面により説明を求めることができる。
 - (6) 契約候補者の決定後契約締結までの間に、契約候補者が4に規定する参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。
 - (7) 申請書類等を手書きで記入する場合は、黒色のペン又はボールペンで記入すること。（消えるボールペンは不可）
 - (8) 提案時に提出された見積額は、本業務の提案上限額以内で業務を実施可能であるか判断するためのものであり、契約金額とは異なる。